

見直しの取組例

これまでに行われてきた見直しの取組については、児童生徒の主体性を培う機会として、保護者の経済的負担を鑑みたり、移行期間を設けていたりする例もあり、各学校の実態に応じた工夫をしています。

① 通学カバンについて

例) 生徒会を中心に通学カバンについて検討し、生徒が主体的に意見を述べて見直しをしました。その中で、

→ 「学校指定バッグだけ」、「サブバッグだけ」、「学校指定バッグとサブバッグの両方」を選択できるようにしています。特定の行事のとき以外は、サブバッグを通学カバンとして使用している生徒が多いです。

② 通学用ヘルメットについて

例) 新しく自転車通学を認めた学校において、初めから学校指定をせず、従来型（丸型タイプ）とニュータイプ型（エアスルータイプ）のヘルメットを写真入りで紹介しています。

例) 従来、自転車通学を認めている学校において、学校指定のヘルメットをニュータイプ型へ変更しましたが、保護者の経済的負担も鑑み、従来型も選択できたり、継続して使用できたりするよう、移行期間を設定しました。

③ 体操服について

例) P T Aの会で、特別委員会として「服装委員会」を設置し、L G B Tの理解を深める資料を配布するなど人権について啓発をしながら、男女同一デザインへの数年後の変更をめざして検討を開始しました。

④ 服装や頭髪の規定について

(例)「男子は」「女子は」の表記を止め、男女共通の頭髪規定としました。

「男子のベルトの色」「女子のスカート」から「男子の」「女子の」を削除し、標準服の着用について、男女共通の規定にしました。

⑤ 色の指定について

(例)色の極端な指定(白一色)があったもので、複数の色(黒、紺など)を認めたり、色の指定自体を外したりしました。色の指定を外したのものとして、靴(上靴、下靴:通学靴)、靴下、防寒着(ネックウォーマーを含む)、自転車などがあります。

⑥ 学校生活のきまり(校則など)についての合意形成の在り方について

生徒が提案した見直し項目が、生徒の合意形成の段階(生徒総会など)で、見直さないことが決まることもありました。

(例)「防寒着の着用期間を10月からに早めてほしい」という要望が生徒総会に諮られましたが、「必要がない」という意見が多数となり、変更しないことになりました。

⑦ 学校生活のきまり(校則など)についての学校からの提案について

(⑥の事例を受けて)生徒からの見直し項目になかった内容でも、学校の判断で見直しを提案し、変更になった事例もありました。

(例)生徒によって冷房が寒いと感じたり、10月頃に気温が低い日があったりする場合を想定して、各自の判断で冬の体操服の着用を認めることとされました。

⑧ 防寒着の規定について【小学校】

(例) ポロシャツの上からのベストやカーディガン、セーターの着用、タイツやスパッツの着用ができます、とした学校がありました。

半袖の体操服から長袖シャツやタイツが見える場合でも着用可、とした学校がありました。

ジャンパー (長ズボンを含む) は、登下校時、標準服の上から着用する、の規定を削除した学校がありました。

⑨ 防寒着の規定について【中学校】

(例) 防寒着が「ウィンドブレーカー」限定や「上着のみ」、「フードが付いてないもの」から、「任意のもの」や「上下」可、「フードが付いていてもよい」などに変更された学校がありました。

⑩ 標準服の規定について【中学校】

(例) 「半袖ワイシャツ」や「半袖セーラー服」に対して、「長袖シャツ（ブラウスも含む）」を認める学校がありました。

「詰襟学生服」と「セーラー服」の標準服から「ブレザー」「スラックスまたはスカート」への変更に加え、「セーラー服」に「紺色スラックス」の組み合わせを可とした学校がありました。

⑪ 学校生活について【小学校】

(例) 校内で通行してよい場所（廊下や階段など）や通行の仕方についての明文化
休み時間等の遊び方（上級生が下級生に場所を譲るなど）を明文化

※ 必要以上に細か過ぎる「学校生活のきまり（校則など）」の制定にならないように、明文化する合理的な理由について、児童生徒が主体的に考える機会を確保し、見直しを継続してください。